

### 第3章 市民と議会との関係

#### (市民参加及び市民との協働)

第8条 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則公開とする。

2 議会は、委員会の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じ、提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、自らの政策能力の強化や政策提言の拡大を図るものとする。

#### 【趣旨】

本条は、会議公開の原則、請願等の提案者の意見聴取のほか、学識経験者等による専門的事項に係る調査が行えるとした地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的な知見を活用し、議会の討議に反映させようとするものです。

#### (議会モニター制度)

第10条 議会は、市民の意見を広く聴取り、議会活動、委員会活動及び議員活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。

#### 【趣旨】

本条は、議会としての広聴活動として、単発・断片的ではなく、継続して議会活動を注視する市民の方々の意見を議会活動に生かそうとするものです。

#### (議会パブリック・コメント制度)

第11条 議会は、基本的な政策の策定に当たっては、パブリック・コメントを行うことができる。

#### 【趣旨】

本条は、議会として基本的政策を提案しようとするとときには、複層的な意見を集約するため、意見提案手続を行うことができる定めです。

### 第4章 議会と市長等との関係

#### (議会広報活動の充実)

第9条 議会は、多様な広報手段の活用により議会広報活動の充実に努めることで、市民に対する説明責任を果たし、その信託に応えるものとする。

2 議会は、議会活動が広く市民の理解を得られるよう、議会広報委員会を設置する。

#### 【趣旨】

本条は、情報技術の発達の成果を生かし、多くの市民が議会や市政に関心をもつよう広報活動に努めることを定めたものです。

#### (議会と市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制のもと、常に市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策提言を行い、市政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る調査を行うため、市長等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 議会は、自ら行う政策の形成及び決定に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 【趣旨】

本条は、議会と市長及び執行機関それぞれの役割の違いを認識し、議会及び議員と市長等との関係を健全に保持することを定めています。

#### (質疑応答の方法)

第13条 議会は、論点又は争点を明確にするため、本会議における一般質問を一問一答で行うものとする。

2 議長及び委員会の委員長は、論点又は争点を明確にする必要があると認めるときは、市長等の職員に対し、議員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

#### 【趣旨】

1. 本条は、質問を一問一答方式とすることによって論議が深化するものとなるよう質疑方式を定めるものです。

2. 2項は、従来、議員側からのみの質問に市長等が応える実態であったものに対し、市長等にも確認の機会を与え、論点を明確にし、議論を深化させるものとして定めるものです。

#### (予算及び決算における政策説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

#### 【趣旨】

議員は、十分な準備をして審議に臨まなければなりませんが、そのために、市長等に対して施策目標や成果等、付随する資料などの提出を求めるなどを定めるものです。

#### (議案等の調査及び研究)

第15条 議会は、議案等の調査及び研究に当たっては、適切な判断に資するため、必要があると認めたときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

#### 【趣旨】

平成18年の地方自治法の改正により、必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる制度が設けられたところですが、これまでの広く市民の声を反映させるための参考人・公聴会制度と併せ、これらの制度を積極的に活用をして、議会審議あるいは委員会審査の充実を図ることを規定したものです。

#### (議決事件の拡大)

第16条 議会は、市民の信託に応える市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、国と地方の関係が大きく見直される中、市の長期の基本的計画など、議会自らが議決項目を新たに加えて決定することができるとされました。議会が責任ある態度で市の意思決定の領域拡大の姿勢を示すものです。